

# 国家工商行政管理総局の主職責、内部機構 設置及び人員編成規定の公布に関する国務 院弁公庁の通知

2008年7月11日公布

独立行政法人 日本貿易振興機構(ジェトロ)

北京センター知的財産権部編

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。

# 国家工商行政管理総局の主職責、内部機構設置及び人員編成規定の公布に関する国務院弁公庁の通知

国弁発[2008]88号

各省、自治区、直轄市人民政府、国務院各部・各委員会、各直属機構：

「国家工商行政管理総局の主職責、内部機構設置及び人員編成規定」は国務院が批准し、ここに公布する。

国務院弁公庁

2008年7月11日

## 国家工商行政管理総局の主職責、内機構設置及び人員編成規定

「国務院機構設置に関する通知」（国発[2008]11号）に基づき、国家工商行政管理総局（正部級）を設置し、国務院の直属機構とする。

### 一、職責調整

- （一）国務院が取り消しを公布した行政審査批准項目を取り消す。
- （二）企業、個人経営者に関する評定及び目標達成や広告業界専門の技術者の職業レベル評定を直接行わない。
- （三）流通段階の食品安全監督管理を強化し、経済社会発展のためのサービス、経営者と消費者の合法的權益の保護、監視測定、事前警告と情報処理の職責を負う。工商行政法執行を強化し、完備し、長期的な効果をもたらす市場監督管理のメカニズムを構築する。

### 二、主要職責

- （一）市場監督管理と行政法執行に関する業務を担当し、関連する法律・法規の草案を起草し、工商行政管理規則と政策を制定する。
- （二）各種企業、農民專業合作社と経営活動に従事する団体、個人及び外国（地域）企業の常駐代表機構等市場主体の登記並びに監督管理を担当し、法律に基づき不法経営を取締まり処分する。
- （三）法律・規則に基づき、各種市場経営秩序を保護し、市場取引行為とインターネット商品取引及び関連サービス行為における管理監督を行う。
- （四）流通分野の商品品質と流通段階の食品安全の管理監督を行い、関連サービス分野における消費者の権利と利益の保全、偽ブランド品や粗悪品等違法行為の取締り分担を

行う。消費者相談、上告、通報の受理及び処理、インターネットシステム構築等を指導し、経営者と消費者の合法的權益を保護する。

- (五) 違法直接販売とマルチ商法事件の調査・処理を担当し、法律に基づき直接販売企業と直接販売員及びその直接販売活動を監督管理する。
- (六) 独占契約、市場支配地位の乱用、行政権力を乱用し競争制限行為の方面の独占行為（価格独占行為を除く）の法律を執行する。法律に基づき、不当競争、商業賄賂、密輸・密売などの経済違法行為を取り締まる。
- (七) 法律に基づき、管理マネージャー、管理マネージャー機構及びその活動を監督管理する。
- (八) 法律に基づき、契約の行政監督管理を実施し、動産担保物件の登記を管理、競売行為を監督管理し、契約詐欺等の違法行為を取締まり・処分する。
- (九) 広告業の発展を指導し、広告活動の管理監督を行う。
- (十) 商標の登録と管理を担当し、法律に基づき、商標専用権の保護と商標侵害行為の調査・処理を行い、商標争議業務を処理し、馳名商標の認定・保護を強化する。特殊標識、公式標識の登記、記録、保護を行う。
- (十一) 企業、個人経営者、商品取引市場の信用分類管理を指導し、研究分析並びに法律に基づき市場主体登記基礎情報や商標登録情報を公表し、政府の政策と国民に情報サービスを提供する。
- (十二) 個人経営者、私営企業の経営行為のサービスと管理監督を行う。
- (十三) 工商行政管理面での国際提携と交流を推進する。
- (十四) 全国工商行政管理業務の指導。
- (十五) 国務院が引き渡したその他事項。

### 三、内部機構

上述の職責に基づき、国家工商行政管理総局に 13 の内部機構（正司局級）を設ける。

#### (一) 弁公庁

当局の業務資料及び電子文書、情報、統計、機密保持、保安、陳情受付等を担当する。当局の財務、資産管理、政務公開、プレス発表などを行う。

#### (二) 法規司

関連する法律・法規の草案と規則を起草する。工商行政の法執行の監督と公聴を行い、関連行政再議、行政応訴、賠償に関する業務を請負うあるいは参与する。部門内の行政法律執行を監督管理する。

#### (三) 独占禁止・不当競争防止法執行局

独占禁止、不当競争防止に関連する具体的措置、方法を立案する。関連独占禁止法執行業務を担当する。市場における不当競争、商業賄賂、密輸・密売及びその他経済的違法事件の調査・処分、重大事件と典型的事件の監督・処理を行う。

#### (四) 直接販売監督管理局

直接販売監督管理とマルチ商法禁止の具体的措置、方法を立案する。直接販売企業と

直接販売員及びその活動の管理監督を行う。違法な直接販売とマルチ商法の重大事件を調査・処理する。関連部門と協力しマルチ商法取締りを推進する。

#### (五) 消費者權益保護局

消費者の権利と利益を保護する具体的措置、方法を立案する。流通分野の商品品質の管理監督を行う。関連サービス分野における消費者の権利と利益保全を進める。模倣品、粗悪品等知的財産権利侵害の違法行為を取り締まる。消費者相談、上告、通報受理と処分、インターネットシステム構築を指導する。

#### (六) 市場規範管理司

市場秩序を規範する具体的措置、方法を立案する。各種市場経営を保護する規範を管理する。インターネット商品取引及び関連サービス行為を管理監督する。契約の行政管理監督を実施する。動産担保物件登記、ブローカー、競売行為を管理する。契約詐欺等の違法行為を取締り・処分する。商品取引市場の信用分類管理を指導する。市場に対する集中的な取締りの項目を指導管理する。

#### (七) 食品流通監督管理司

流通段階での食品安全管理監督の具体的措置、方法を立案する。流通段階での食品安全監督検査を実施し、品質の監視・測定及び関連市場参入許可制度の実施。流通段階での食品安全重大突発事件に対する対応・処理と重大食品事件の調査・処理を行う。

#### (八) 企業登記局

企業登記管理に関する具体的措置、方法を立案する。企業登記管理を指導する。規定範囲内の企業登記を行い、登記行為の検査と監督を行う。企業の信用分類管理を指導する。全国企業登記管理情報データベースの構築、保護と内資企業の登記情報の分析、公開を行う。

#### (九) 外商投資企業登記局

外商企業登記管理に関する具体的措置、方法を立案する。外商投資企業、外国（地区）企業常駐代表機構の登記並びにその登記行為の監督・検査を行う。外商投資企業の登記情報の分析、公開を行う。

#### (十) 公告監督管理司

広告業発展の計画、政策措置の実施を指導する。公告監督管理に関する具体的措置、方法を立案する。広告活動の監督と管理を指導する。各種メディア公告公表状況の監督・測定を行う。虚偽広告等の違法行為を調査・処理する。公告審査機構と広告業組織への指導を行う。

#### (十一) 個人・私営經濟監督管理司

個人・私営經濟の発展と管理状況を調査・研究し、監督管理に関する具体的措置、方法を立案する。個人経営者、私営企業、農民合作社の登記と管理監督を行う。個人経営者の信用分類管理を指導する。不法経営の取締まりを行う。個人労働者協会、私営企業協会への指導を行う。

#### (十二) 人事司

当局と直屬部門の人事管理、機構編成、グループ編成などを行う。省、自治区、直轄

市の工商行政管理部門の幹部職員の二重管理に対する関連事項を請負う。本システムの人事管理を担当する。

#### **(十三) 国際合作司（香港、マカオ、台湾弁公室）**

工商行政管理面での国際提携と交流を促進し、香港、マカオ、台湾との提携と交流に関する事務を受け持つ。当局と直屬部門の外事業務を請負う。

**機関党委員会** 当局と在北京直轄部門の党群業務を行う

**離・退職幹部弁公室** 当局の離・退職幹部に関する業務を請負い、直屬単位の離・退職幹部の指導を行う

#### **四、人員編成**

国家工商行政管理総局の機関行政編成は 300 名（両委人員編成 2 名、離・退職幹部編成 15 名）。うち、局長 1 名、副局長 4 名、司局級幹部職 42 名（機関党委員会専任副書記 1 名、離・退職幹部弁公室幹部職 1 名を含む）。

#### **五、その他事項**

国家工商行政管理総局商標局は商標の登録と管理等の行政職能を受け持ち、商標審査委員会は商標争議等の行政職能を受け持ち、その幹部管理方法に変更はない。その他所屬事業単位の設置、職責、編成事項は他に規定する。

#### **六、附則**

本規定は中央機構編成委員会弁公室により解釈され、その調整は中央機構編成委員会弁公室により規定に基づき順次処理される。